	O　次の算式IXによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、 1 に満たないときは 1 とする。） 算式IX O ＝ 107.53 × ｛(ad － ac)／ac｝ － 0.08 ｛（ad － ac）／ac｝に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式IXの符号 aa　平成 28 年 6 月に内閣府が公表した平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ab　平成 28 年 6 月に内閣府が公表した平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） δ　平成 29 年改正前の省令附則第十九条の十四第七項の表都道府県の項の算式によつて算定した経常態容補正Ⅱの率と同一の率 ε　附則第十九条の十四の二第七項の表都道府県の項の算式の符号βの率と同一の率	
市町村	算式 ［{(0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L+0.1125 × M ＋ 0.1 × N)× γ × 0.285 － β}× 1 ／ 3 ＋ β］× 1.000 0.15 × G、 0.15 × H、 0.15 × I、 0.1125 × J、 0.1125 × K、 0.1125 × L、 0.1125 × M、 0.1 × N、｛(0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1 × N)× γ × 0.285 － β｝及び［{(0.15 × G+0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋	市町村

	｛（z － y）／ y｝ ×（1 ／ 2）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 y　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成 23 年及び平成 24 年における年間の延べ宿泊者数の合計数を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） z　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成 25 年及び平成 26 年における年間の延べ宿泊者数の合計数を 2 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） O　次の算式IXによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式IX O ＝ 55.81 × ｛（ab － aa）／aa｝ － 0.43 ｛（ab － aa）／aa｝に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式IXの符号 aa　平成 27 年 6 月に内閣府が公表した平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ab　平成 27 年 6 月に内閣府が公表した平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
市町村	算式 （0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.05 × N ＋ 0.05 × O）× 0.707 0.15 × G、 0.15 × H、 0.15 × I、 0.1125 × J、 0.1125 × K、 0.1125 × L、 0.1125 × M、 0.05 × N 及び 0.05 × O に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.05	市町村